

◎野焼きなどの焼却行為は廃棄物処理法により

原則禁止されています。(一部例外を除く)



一部例外とは？

- 1 護摩焚きやどんと焼きなど伝統的な寺社行事など
- 2 農業者による少量の稲わらや作物がらの焼却など
- 3 漁業者による漁網に付いた少量の海産物の焼却など

詳しくは、徳島市ホームページ 環境部環境政策課

「野焼き行為の禁止について」で確認できます。⇒⇒⇒

焼却行為に関することは、環境部環境政策課企画担当までお問い合わせください。 ☎:621-5217



◎令和6年中、野焼きなどの焼却行為が原因で

発生した火災件数は9件。(林野①・その他の火災⑧)

令和6年に徳島市内で発生した火災件数は80件。そのうち、「野焼き」が原因で火災となったのは9件。出火原因の第2位となります。野焼き中に、「目をはなす」「その場をはなれる」「放置する」ことで火災に発展しています。

徳島市の火災が一目でわかる「令和6年徳島市火災統計」はこちらから⇒



R7年3月 愛媛県今治市で発生した林野火災



◎写真提供:徳島県消防防災航空隊



◎写真提供:徳島県消防防災航空隊

- ★乾燥時は一気に燃え広がります。初期消火が追いつかないことも多いです。
- ★火の粉は遠くまで飛散します。思いも寄らぬ場所から新たな火の手が上がる場合があります。
- 飛散距離は通常の気象下で数メートルから数百メートル。強風時はさらに遠くまで飛び火することがあります。

◎焼却時には管轄消防署へ届出を！

一部例外に該当して焼却を行う場合には、徳島市火災予防条例により事前に管轄消防署への届出が必要です。(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

この届出は、消防機関が事前に火災でないことを把握し、誤認による消防車の出動を防ぐためのものであって、徳島市消防局として焼却行為を許可するものではありません。

(届出先)東消防署:656-1195・川内分署:665-4072・勝占分署:669-3700・津田出張所:663-4233

西消防署:631-0119・国府出張所:642-7077 ※届出は最寄りの署所への電話連絡で済みます。

◎焼却時における注意事項

<p>強風時・乾燥時は焼却しない</p>	<p>消火準備は万全に</p>	<p>目を離さない その場を離れない</p>	<p>完全に消火する</p>
----------------------	-----------------	----------------------------	----------------

燃え広がったら、速やかに119番

おどる街 つながる笑顔 水都とくしま

徳島市消防局

(お問い合わせ) 予防課 656-1193
TOKUSHIMA CITY FIRE DEPT.

全国的に林野火災が多発しています！
その多くが野焼きなどの焼却行為が原因です！